

# Front Line

令和7年

1月号

Front Line（フロントライン）とは「最前線」という意味です。相双地区は東日本大震災・原発事故の被災地であり、日本の雇用の最前線であることから、その状況をわかりやすく伝える情報誌として、このような名称としました。

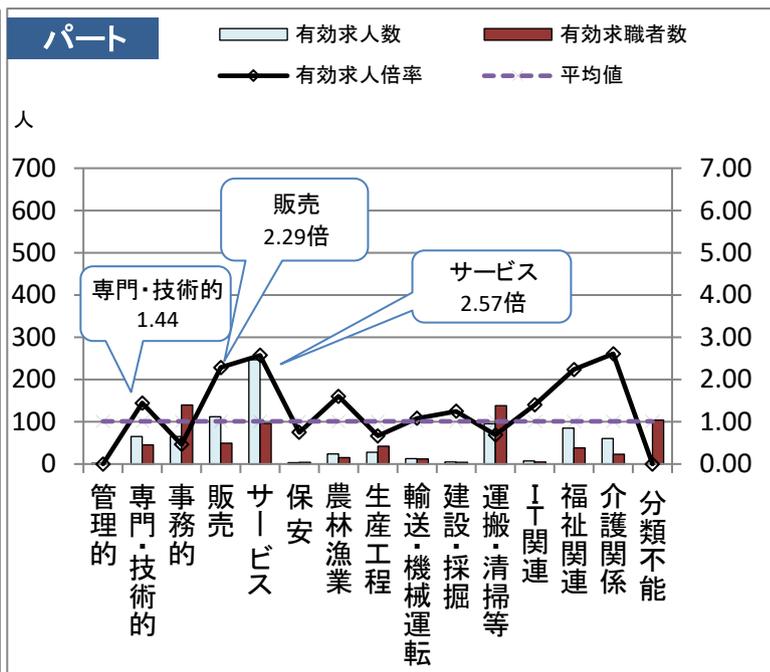
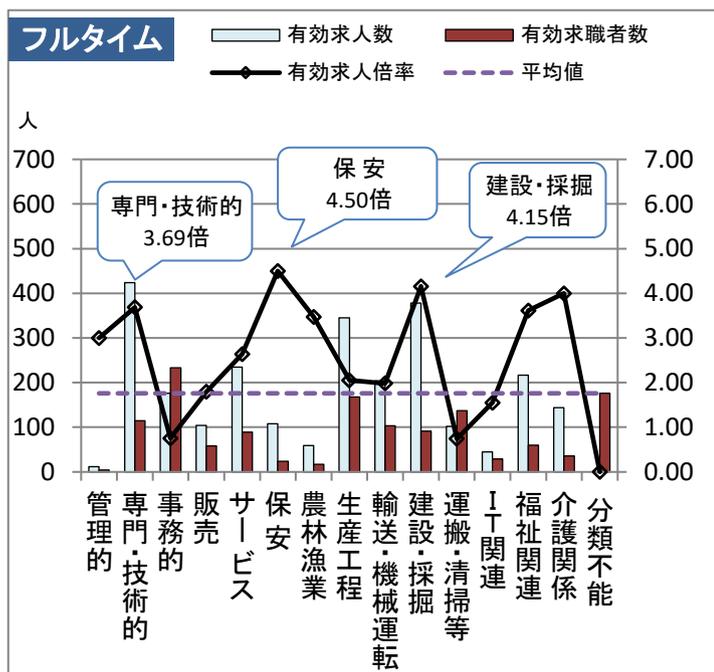
**ハローワークは正社員の雇用を推進しています**

正社員での雇用には、「優秀な人材が確保できる」「従業員の意欲が高まる」「人材が定着する」といったメリットがあります。よりよい人材確保を図るためにも、正社員雇用をご検討ください。

**<最新の雇用失業情勢データ> 令和6年11月分**

有効求人倍率 相双地区 1.56倍 (前月比 +0.09 ポイント)

(新規求人倍率 相双地区 2.07倍 (前月比 -0.47 ポイント))

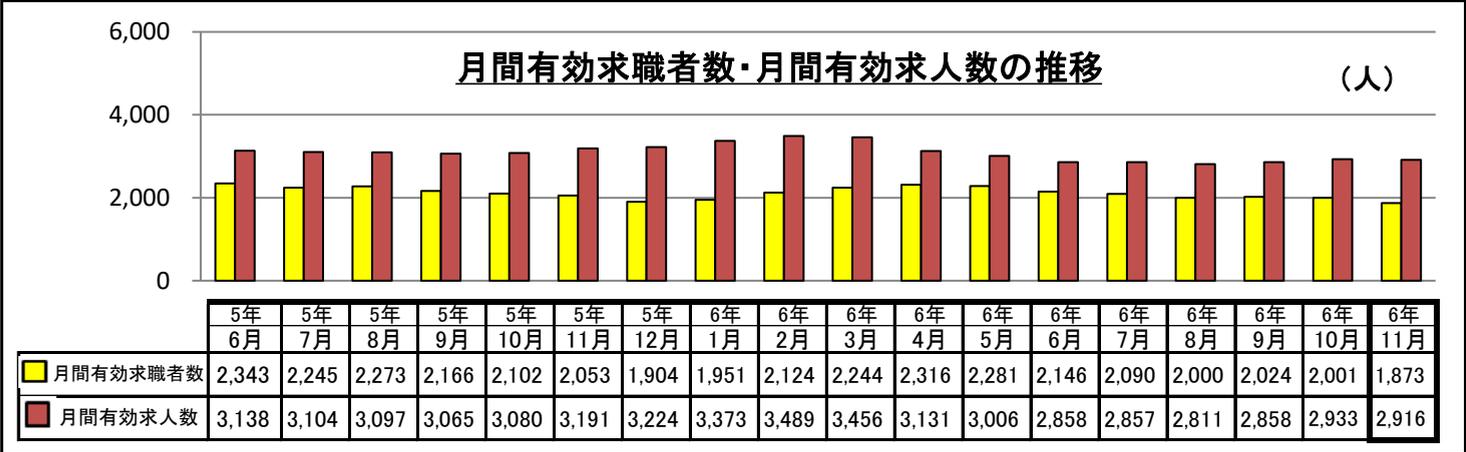
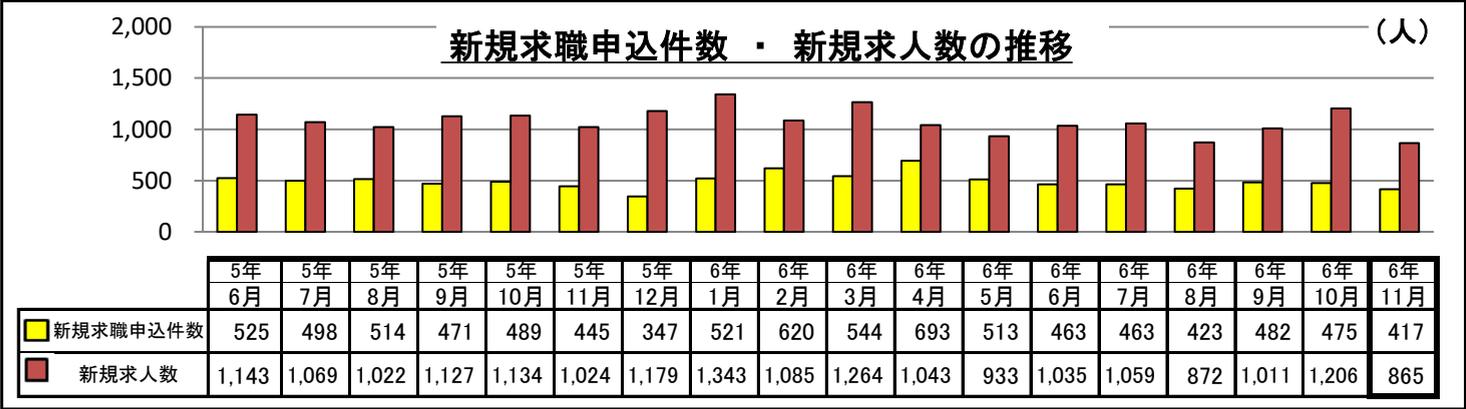


**職業別賃金情報 及び 職業別バランスシート (臨時求人を除く)**

職業	フルタイム		パートタイム		有効求人人数		有効求職者数		有効求人倍率	
	新規求人 平均賃金 【千円】	新規求職 希望賃金 【千円】	新規求人 平均賃金 【十円】	新規求職 希望賃金 【十円】	フルタイム 【人】	パートタイム 【人】	フルタイム 【人】	パートタイム 【人】	フルタイム	パートタイム
職業計	244	211	107	100	2,147	659	1,215	649	1.77	1.02
A 管理的	413	0	102	0	12	2	4	0	3.00	-
B 専門・技術的	266	224	124	116	424	65	115	45	3.69	1.44
建築・土木技術者 看護師等	321	400	0	100	137	6	14	2	9.79	3.00
C 事務的	217	196	121	98	64	22	19	15	3.37	1.47
D 販売	251	171	98	102	176	65	233	140	0.76	0.46
商品販売 営業	196	170	98	102	104	112	58	49	1.79	2.29
E サービス	275	180	103	0	35	100	41	47	0.85	2.13
飲食調理 接客・給仕	210	196	106	100	68	11	17	2	4.00	5.50
F 保安	201	140	106	99	235	247	89	96	2.64	2.57
G 農林漁業	201	140	106	99	38	74	20	43	1.90	1.72
H 生産工程	247	211	109	101	33	83	24	19	1.38	4.37
I 輸送・機械運転 自動車運転等 建設機械運転等	220	190	108	93	108	3	24	4	4.50	0.75
J 建設・採掘	226	170	103	112	59	24	17	15	3.47	1.60
K 運搬・清掃・包装等 (IT関連)	233	193	97	97	345	28	168	42	2.05	0.67
L 介護関係 (うち介護関係)	272	242	106	98	204	13	103	12	1.98	1.08
分類不能	265	244	106	98	108	13	61	10	1.77	1.30
	288	239	0	0	92	0	32	2	2.88	0.00
	263	263	110	100	378	5	91	4	4.15	1.25
	195	194	101	97	102	95	137	138	0.74	0.69
	228	163	0	100	45	7	29	5	1.55	1.40
	215	208	111	104	217	85	60	38	3.62	2.24
	202	184	103	100	144	60	36	23	4.00	2.61
	0	219	0	98	0	0	176	104	0.00	0.00

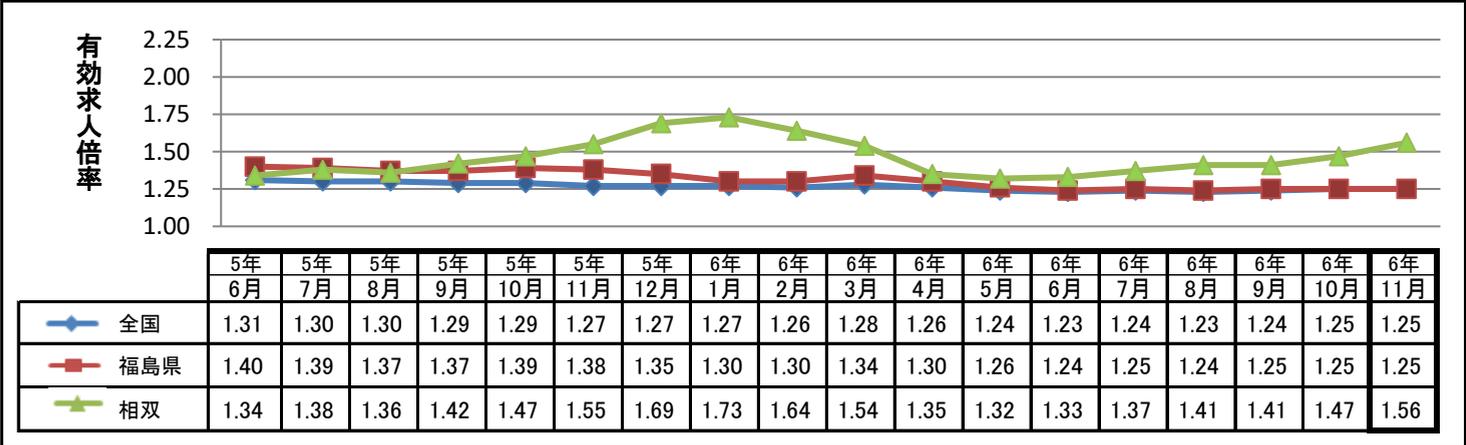
ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

## 管内の求人・求職者数の推移



職業紹介状況報告(様式1号)より集計

## 全国・福島県・相双の有効求人倍率の推移



**<最新の雇用失業情勢データ> 令和 6 年 11 月分**

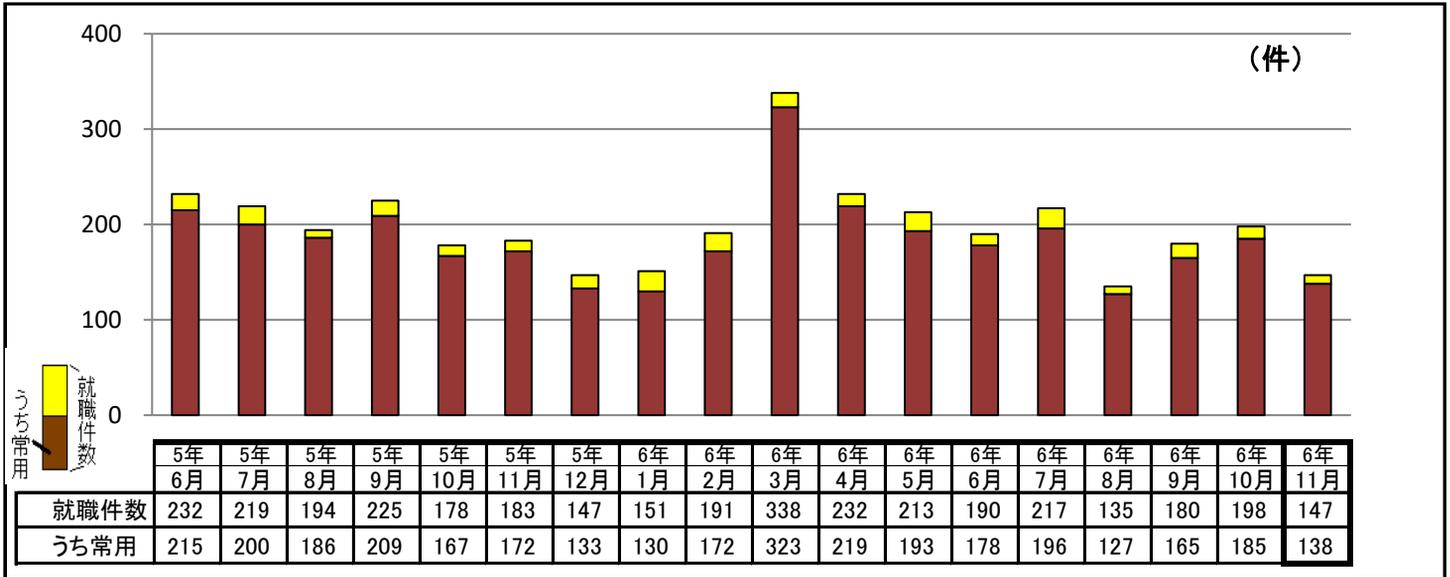
<b>有効求人倍率</b>	<b>相双地区</b>	<b>1.56 倍</b>	(前月比 <b>+0.09</b> ポイント)
	<b>全国</b>	<b>1.25 倍</b>	(前月比 <b>±0</b> ポイント)
	<b>福島県</b>	<b>1.25 倍</b>	(前月比 <b>±0</b> ポイント)

(注) 全国及び福島県の月間有効求人倍率は季節調整値、相双は原数値となる。(福島労働局公表) 季節調整値は毎年1回(1月データ公表時)、過去にさかのぼって見直しが行われる。

<b>完全失業率</b>	<b>全国</b>	<b>2.5 %</b>	(前月比 <b>±0.0</b> ポイント)
<b>完全失業者数</b>	<b>全国</b>	<b>172 万人</b>	(前月比 <b>+1</b> 万人)

完全失業率・完全失業者数は季節調整値となる。出典は総務省統計局「労働力調査」

## 管内の月別就職件数の推移



## 年代別有効求職者分布状況

年齢	有効 常用求職者数 (パートを含む 常用のみ)						対前月比
	当月			前月			
	当月 R06年11月	前年同月 R05年11月	対前年同月 増 減	当月 R06年10月	前年同月 R05年10月	対前年同月 増 減	
合計	1,864人	2,042人	▲ 178人	1,990人	2,092人	▲ 102人	▲ 126人
全体に対する割合	100%	100%		100%	100%		
～ 19歳	29人 1.6%	22人 1.1%	7人 31.8%	33人 1.7%	16人 0.8%	17人 106.3%	▲ 4人 ▲ 12.1%
20 ～ 29歳	273人 14.6%	315人 15.4%	▲ 42人 ▲ 13.3%	285人 14.3%	329人 15.7%	▲ 44人 ▲ 13.4%	▲ 12人 ▲ 4.2%
30 ～ 39歳	311人 16.7%	297人 14.5%	14人 4.7%	356人 17.9%	316人 15.1%	40人 12.7%	▲ 45人 ▲ 12.6%
40 ～ 49歳	349人 18.7%	393人 19.2%	▲ 44人 ▲ 11.2%	379人 19.0%	420人 20.1%	▲ 41人 ▲ 9.8%	▲ 30人 ▲ 7.9%
50 ～ 59歳	418人 22.4%	502人 24.6%	▲ 84人 ▲ 16.7%	428人 21.5%	479人 22.9%	▲ 51人 ▲ 10.6%	▲ 10人 ▲ 2.3%
60歳 ～	484人 26.0%	513人 25.1%	▲ 29人 ▲ 5.7%	509人 25.6%	532人 25.4%	▲ 23人 ▲ 4.3%	▲ 25人 ▲ 4.9%

(紹介月報(様式7号))

## 管内の雇用保険業務取扱状況 令和6年11月分

	計	男	女
適用事業所数	3,084	-	-
被保険者数	36,349	23,413	12,936
資格取得者数	392	243	149
資格喪失者数	714	346	368
受給資格決定件数	76	33	43
受給者実人員	356	163	193
支給金額(千円)	40,737	20,312	20,425
再就職手当支給人員	37	15	22
再就職手当支給金額(千円)	17,194	9,025	8,169



マスクottキャラクター「ワークス」

※支給金額は千円未満を切り捨てています。このため本月計とは一致しないことがあります。

# 福島県最低賃金

## 特定最低賃金

下記の業種で働く方に適用されます。(金額は時間額)

### 自動車小売業

〈二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。〉

令和6年12月29日発効 **1,020円** 60円UP

### 非鉄金属製造業

令和7年1月4日発効 **996円** 51円UP

### 輸送用機械器具製造業

令和6年12月21日発効 **1,005円** 51円UP

計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業

令和6年10月5日から **955円**

上記の特定最低賃金(928円)は令和6年度は改定されないため、この額を上回る「福島県最低賃金(955円)」が適用されます。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

令和6年10月5日から **955円**

上記の特定最低賃金(880円)は令和6年度は改定されないため、この額を上回る「福島県最低賃金(955円)」が適用されます。

上記の業種であっても、下に掲げる者については、福島県最低賃金(955円)が適用されます。

- 18歳未満又は65歳以上の者
- 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

# 955円

## 時間額 令和6年10月5日発効

※パートやアルバイトにも適用されます。



中小企業事業者の皆さんへ

業務改善助成金

業務改善助成金

検索



厚生労働省

# 福島労働局

最低賃金に関するお問い合わせは福島労働局賃金室 ☎ 024-536-4604  
又は最寄りの労働基準監督署へ